

令和7年度 長野県

相談支援従事者現任研修 (研修番号：25071)

募集要項 (ダウンロード・保管用)

(重要なお知らせがありますので必ず全てお読みください。)

※ お申し込みは当募集要項の最下部にあるタブをクリックして、
申込フォームに入力、送信により受け付けます。

【ご注意】

標記研修は長野県内の各事業所に所属されている方が対象です。
他県の事業所に所属されている方や、個人でのお申し込みはできません。

01. はじめに

弊協会は、「障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年7月6日18障自第26号）」の第10に規定する障がい者相談支援従事者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

02. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法についてのスーパーバイズを経験するなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質向上を図り、県及び市町村における障害者の相談支援体制の充実を図ると共に、長野県マインド（※当要項末尾に資料あり）に沿った支援が提供できる人材の育成を目的とする。

03. 受講の対象となる者について（重要）

(受講要件：下記ア～ウのすべての要件を満たすもの)

ア) 長野県内の相談支援事業所等（指定相談支援事業所、障がい者相談支援事業を担う事業所、基幹相談支援センター等、行政機関等）において相談支援事業に従事している、若しくは従事しようとする者。又は、概ね令和7年度中に長野県内で相談支援専門員が必要な事業所を開設予定の者で、指定事務を管轄する長野県又は市町村と事業開始について打ち合わせ中であり、指定申請様式第1号の写しの提出が可能である者。

注意：新規相談支援事業所を長野県内に開設し、当該事業所に於いて従事する予定者が当研修に申込み場合、申込内容について指定権限を有する者へ照会し、その結果受講申込不受理となる場合があります。

イ) 所属する（予定者含む）団体から推薦を受けられ、所属する事業所が設置された圏域で中間課題（地域での実習）を受けられる者。

ウ) 受講に必要な実務経験要件を満たした上で、別紙「令和7年度長野県相談支援従事者現任研修実務経験確認表」を作成し、内容について証明（証明者によって押印）されたものを申し込み締め切り日までに弊協会事務局へ提出できる者。（提出の方法については、項目12.受講の決定についてを参照。）尚、証明の依頼先については下記の通り。

- ・ 計画相談、障害児相談及び一般相談に従事している又は従事していた者については、事業所の長が証明する。
- ・ 上記の証明すべき事業所が廃止されるなど、証明が困難な場合には、指定権者による証明を可とする。
- ・ 市町村が実施する地域生活支援事業に関わる事業（基幹相談支援センター、総合相談支援センターなど）において、計画相談支援及び障害児相談支援に従事していない者の場合には、委託元である市町村が認める場合に限られているため、当該市町村が証明する。
- ・ 長野県が実施する地域生活支援事業に関わる事業において、計画相談支援及び障害児相談支援に従事していない者の場合には、障がい者支援課が窓口となり、県が証明する。

【当研修受講に必要な実務経験要件】

1. 初回の現任研修受講の場合

相談支援専門員として配置を届け出た変更届出書の変更年月日から、令和7年7月1日までの間に、通算して2年以上の相談支援の実務経験があること。

2. 2回目以降の現任研修受講の場合

下記A又はBを満たす者

A. 令和7年7月1日現在において、相談支援の業務に就いていること。

B. 令和2年9月10日又は相談支援専門員として配置された旨を届け出た、変更届出書の変更

年月日を比較し、より遅い日から、令和7年7月1日の間に通算して2年以上の相談支援の実務経験があること。

※ 1.及び2.共通の注意事項

証明の終期を令和7年9月10日とすることで実務経験の期間が2年間となる場合には、指定権者へ事前に相談することを条件として、この場合に限り、見込での証明を可とする。

04. 募集人数 120人

- ・ 申込者が定員を超過した場合は、受講調整を行います。その際、上項の要件等について問い合わせる場合があります。
- ・ 補欠受講措置等はありません。

05. カリキュラム

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム

形態	科目	時間数
講義	1. 障害福祉の動向に関する講義	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	90分
	2. 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	
	※本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法	
	(1) 個別相談支援	60分
	(2) チームアプローチ	60分
	(3) 地域を基盤としたソーシャルワーク	60分
	3. 人材育成の手法に関する講義	
演習等	実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	90分
	4. 相談支援に関する講義及び演習	
	個別相談支援とケアマネジメント	360分
	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)	360分
	地域をつくる相談(コミュニティワーク)の実践	360分

※ 演習期間内の実習(中間課題)は上記に含まれていません。

※ 研修講師は、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修を受講した者を中心に弊協会が適切と判断した者とする。

06. 研修日程等について

【令和7年度 長野県 相談支援従事者 現任研修 研修番号：25071 日程等】

内 容	日 程	
講義 研修1日目	日 付	令和7年9月11日(木)
	受付時間	午前9:00～午前9:30
	研修時間	午前9:30～午後6:00（予定）
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室
演習 研修2日目 (演習1日目)	日 付	令和7年9月12日(金)
	受付時間	午前9:00～午前9:30
	研修時間	午前9:30～午後6:00（予定）
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室
【中間課題への取り組み】 ※長野県内自事業所のある圏域内各所で実習を受けること (詳細は研修内で指示)		
演習 研修3日目 (演習2日目)	日 付	令和7年10月3日(金)
	受付時間	午前9:00～午前9:30
	研修時間	午前9:30～午後6:00（予定）
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室
【中間課題の取り組み】 ※長野県内自事業所のある圏域内各所で実習を受けること (詳細は研修内で指示)		
演習 研修4日目 (演習3日目)	日 付	令和7年11月6日(木)
	受付時間	午前9:00～午前9:30
	研修時間	午前9:30～午後6:00（予定）
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室

07. 研修会場について

- ・ 会場が保有する駐車場は収容台数に限りがあります。全ての受講者の駐車を保証するものではありません。受講時には極力乗り合わせや送迎、公共交通機関等の利用をお願いいたします。スムーズな研修運営にご協力ください。
- ・ 会場での飲食、喫煙、トイレの利用等に関しては会場の指示に従ってください。

- ・ ごみは各自で持ち帰ってください。
- ・ 研修終了後、机や椅子の片付け等ご協力をお願いする場合があります。

08. 受講及び研修修了に必要な演習課題について

- ・ 演習は、受講者各自が取り組んだ演習課題を会場に持参し、それを元に実施する研修カリキュラムです。このため、演習課題が提出できない場合にはそれ以降の受講ができません。
- ・ 演習課題の様式はファイル転送サービス「データ便」にアップロードしますので、ダウンロードの上、入力作成し提出してください。尚、リンク URL はメールにて通知します。
- ・ 作成方法、提出日、持参する部数等は、上記の方法で配付される演習課題様式の中で指示します。
- ・ メールを送受信については「15. 連絡方法、メールの送受信について」を確認してください。

09. 受講の申込みについて

- ・ 募集要項最下部の「当要項の内容を確認し、同意の上受講を申し込む」タブをクリックして申込フォームにアクセスし、必要事項を全て入力してお申し込みください。
- ・ 申し込みの際は内容等をご確認の上、正確に入力してください。
- ・ 適正に申込送信が完了すると、入力していただいたメールアドレスへ自動返信メールが返信されます。自動返信メールが届かない場合は申し込みが完了していません（受講ができません）。
- ・ 受講申し込み送信後、自動返信メールを受信できているか必ず確認してください

申込フォームに入力された内容をそのまま VBA 処理により転記させています。
修了証発行後の修正に関しましては登録内容の修正のみとなり、修了証の再発行は致しませんのでご注意ください。尚、修了内容の証明が必要な場合は、修了証明書を発行します(有料)。以上ご承知おきください。

※ 申し込み締め切り：令和7年8月8日(金) 正午

10. 受講料について

令和7年度長野県相談支援従事者現任研修（全日程・テキスト代込み）受講料

非会員

26,000円

正会員

24,000円

11. 受講料のお支払い方法について

- ・ 受講申し込み受付が適切に完了した方へ請求書等を送付します。請求書の内容をご確認の上、記載されている締め切り日までに指定の口座にお振り込みください。指定期日までに振り込みが間に合わない場合は、事務局へその旨ご連絡ください。

【ご注意】 受講決定取り消しとなる場合について

連絡なく振込期限までに受講料の入金確認が取れない場合は、受講申し込みを取り消しとさせていただきます。入金後の「受講料等振込完了連絡書」の FAX 送信並びに振込期限に間に合わない場合の振込日の連絡は確実に事務局までお願いいたします。

- ・ 振込手数料は受講者負担となります。
- ・ お振込み後、同封の「振込完了連絡書」に振込年月日を記入し、振込明細書貼付の上、明記されている送信先まで FAX 送信してください。
- ・ 「振込完了連絡書」の未送信、記載不備、振込明細書の未貼付などがあった場合、入金がされていても受講決定は保留となりますのでご注意ください。
- ・ 会員割引(税込)を希望される方は、会員番号(会員 ID)をご入力ください。
- ・ 令和7年度会費が未納の方は上記割引が適用されませんので、事務局までお問い合わせください。

12. 受講の決定について

- ・ 受講料の入金（受講料等振込完了連絡書の事務局への FAX 送信を含む）及び、適正な「令和7年度 長野県相談支援従事者現任研修 実務経験確認表」の事務局への FAX 送信による提出が確認され次第、受講申し込み者宛て「受講決定通知」「受講票」等を推薦事業所へ郵送します。
- ・ 連絡なく振込期限までに受講料の入金確認が取れない場合は、受講申し込みを取り消しとさせていただきます。

受講決定通知等は受講者が所属する事業所にレターバックプラスで送付します。不正防止対策として、確実に受け取れる状況にない場合は、当地に事業所が存在しないと判断され、受講決定が取り消しになる場合がありますのでご注意ください。

- ・ ご提出いただいた「令和7年度 長野県相談支援従事者現任研修 実務経験確認表」は、研修の受講要件確認に使用します。
- ・ 研修初日の受付時に「受講票」並びに「令和7年度 長野県相談支援従事者現任研修 実務経験確認表（押印済み原本）」の提出が必要です。これらの提出がない場合や、その他不正、書類不備等がある場合は受講できません。

【受講申し込みから通知受け取りまでの流れ】

- ・ 下記 1～7 が適切に処理されることが必要です。

1. 申込フォームから申し込み、送信する。
2. 受講申込受付の自動返信メールを受信する。
3. 郵送された請求書を確認し、受講料を期限までに指定の口座へ振り込む。
4. 「受講料等振込完了連絡書」を事務局へ FAX 送信する。
5. 「令和 7 年度 長野県相談支援従事者現任研修 実務経験確認表」を事務局へ FAX 送信する。
6. 申し込み締め切り後、事務局から連絡用メールアドレスへ送信される、受講に関する連絡メールを受信する。
7. 郵送された受講決定通知書類等を受け取る。

13. 研修副読本について

研修副読本は下記を使用し、決定通知に同封します。

「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」

監修：(特非)日本相談支援専門員協会 編集：小澤温 発行：中央法規出版(株)

14. 合理的配慮の申し出及びキャンセルについて

- ・ 研修受講にあたって合理的配慮が必要な場合や受講をキャンセルされる場合は、必ず事務局へご連絡ください。
- ・ 合理的配慮の申出は、受講決定通知が届いた後に送信してください。
- ・ 電話によるキャンセルは受け付けません。
- ・ キャンセルされる場合は弊協会ホームページ「お問い合わせフォーム」へ
「氏名」：受講申込者氏名
「電話番号」：事業所電話番号
「メールアドレス」：連絡用メールアドレス
「問い合わせ内容」：研修名及び研修番号と必要な合理的配慮の内容又はキャンセルの旨
以上、入力していただき、確認、送信してください。

【お問合せフォーム リンク URL】 <https://nagano-soudan.com/contact.html>

- ・ 令和 7 年 9 月 5 日(金)の正午までに上記の方法でご連絡いただければ、振込手数料を差し引き、受講料を返金させていただきますが、上記期日後及び上記の連絡方法以外のキャンセルに関しましては、受講料の返金はできませんのでご了承ください。
- ・ 当研修は法定研修につき、定められた課程を適正に修める必要があります。研修に参加できなかった場合の代替措置はありません。

15. 連絡方法、メールの送受信について

- ・ 研修の実施や課題等の案内、変更に伴う各連絡等はメールにて通知します。
- ・ 資料等の配付は会場での直接配付の他にファイル転送サービス「データ便」を使用し、メールにて行います（ダウンロード用 URL を送信します）。
- ・ 送信元のメールアドレスは受講決定通知に記載しますので、当該メールアドレスを受信できるよう、設定してください。
- ・ 送信元からのメールが送信成功状態でもメールが届かない場合は、受信側のメールソフトやウェブメールでブロックされているパターンが殆どです。それぞれの迷惑メールフォルダを確認してください。特に@gmail.com や、outlook.com、@outlook.jp のドメインはそれが顕著ですのでご注意ください。
- ・ 企業系、病院系、行政系の管理メールアドレスも同様にこちらからの配信をブロックされるケースが多いため、ICT システム管理ご担当者に UTM アプライアンス(統合脅威管理)の設定をご確認ください。

【ご注意】

事務局から送信するメールには、アクセス用の URL 等がメール本文内に記載されています。迷惑メール対策でフィッシングメール用の高度設定をされている場合は、このようなメールは迷惑メールと判断し、受信者側でメールを自動削除してしまうことがありますので、ご自身が使用するメールアドレスの設定を十二分にご確認ください。

16. 修了証の発行について

- ・ 後日、受講料を納付した上で適正な「令和7年度 長野県相談支援従事者現任研修 実務経験確認表」の事務局への提出、規程のカリキュラムに全て参加し、課題等を適正に提出するなど修了したと認められた者に対して修了証を発行します。
- ・ 申込フォームの内容で修了証に氏名、生年月日を記載しますので正確に入力してください。
- ・ 修了者の名簿は、障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱第6の規定により適切に管理し、長野県に提出します。長野県の相談支援体制の整備、向上のために情報提供等を行うことがありますので、ご承知ください。

修了証の再発行は致しません。大切に保管してください。修了証の内容に訂正や変更があった場合や、修了内容を証明する必要がある場合は修了証明書を発行します（有料）。詳細は弊協会ホームページ「お知らせ」ページをご確認ください。

17. 受講取り消し、修了証の返還等措置について

- ・ 受講予定者の実務経験要件に関しては、十分に確認してから申し込んでください。
修了証発行後であっても、受講者が実務経験を含む受講要件を満たしていない事が判明した場合は、修了証は返却していただきます。尚、その際の受講料払い戻しについては、当要項内「14.

合理的配慮の申出及びキャンセルについて」に記載がある通りです。

18. その他注意事項

- ・ 研修参加時は衛生の保持と感染防止にご協力ください。
- ・ 理由の如何を問わず、研修開始から 15 分以上遅刻した場合、早退した場合、休憩時間を除き 15 分以上会場から不在となった場合は欠席とし、修了証は発行しません。
- ・ 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと判断される者、研修進行の妨げになる発言や行動、研修に参加する意欲がないと感じられた場合（居眠り、携帯電話の私的使用、演習中のグループ討議等における終始無言等）は、研修の秩序を乱し、研修受講者としての本分に反した者として受講を取り消す場合があります。
- ・ **実施した研修に参加できなかった場合の代替措置はありません。**
- ・ 諸事情により、予告なく研修が延期及び中止となる場合があります。
- ・ 本研修内容の変更、延期、中止等が発生した場合は、メールにて通知します。
- ・ 当要項の内容にご同意いただけない場合、受講できません。

以上

【資料：長野県マインド】

本人の暮らしがより自分らしく豊かなものとなる支援を共に考え、追い求め続けるマインド。
そのために、以下に示すことを基本のキとして行う。それを行わないことを不自然と感じる。

1. 支援にあたって本人主体を貫く。
2. どんな人にも意思はあるとの前提に立って、意思決定支援を行う。
3. ケアマネジメントのプロセスに沿って PDCA サイクルを動かしていく。
4. 丁寧なアセスメントを行い、本人及びその置かれた状況を多角的に捉える。
5. 本人のニーズに沿ったサービス等利用計画・障害児支援利用計画・個別支援計画を作成する。
6. サービス等利用計画・障害児支援利用計画・個別支援計画に基づいた支援を提供する。
7. 根拠のある支援を提供する。
8. 連携して、同じ方向を向いて支援を提供する。
9. データ（記録・数値）に基づいてモニタリングを行い、自分たちの提供した支援を振り返る。
10. 何よりも、本人の持つストレングス・可能性を信じて伴走する。

※『長野県マインド』は、特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会人材育成部会により、令和 7 年 2 月 22 日に、協会主催研修実施の基本コンセプトとして提唱されました。

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会

〒381-2217 長野県長野市稲里町中央一丁目 17 番 23 号

TEL：026-214-2105 FAX：026-214-2190

お問合せフォーム：<https://nagano-soudan.com/contact.html>